

維持修繕工事集約契約方式（情報板更新工事等）の競争参加確認の掲示（建設工事）

維持修繕工事集約契約方式による情報板更新工事等の競争参加希望者は、以下の要領により参加資格確認申請書を提出されたく公募する。（政府調達協定対象外）

2019年6月27日

阪神高速道路株式会社

契約責任者 大阪管理局長 遠藤 博人

1 工事概要

(1) 本件は、同一工種の維持修繕工事に関する競争参加申請・審査の手続を事前に一括して実施する維持修繕工事集約契約方式の試行工事である。

なお、本手続きは、維持修繕工事集約契約方式で対象とする各工事への競争参加資格申請書の提出及び資格確認を行った上で、維持修繕工事集約契約に関する基本協定書（以下「集約契約基本協定書」という。）の締結を行うものである。指名通知は各工事の手続開始時に、集約契約基本協定書の締結相手方に都度通知する。

(2) 維持修繕工事集約契約方式工事内容

本契約方式対象工事の内容は下記のとおり。

- ・道路情報板更新工事（2件）
- ・トンネル警報板更新工事（1件）
- ・ETC車線表示板更新工事（2件）

（上記件数は予定件数であり、四半期毎に見直しを行い、企業情報サイトにおいて公表する。

また、上記工事内容は計画中のものであり、各工事の指名通知時に添付する入札説明書等に記載する。）

(3) 競争参加資格認定の有効期間

維持修繕工事集約契約資格認定日から2023年3月31日まで

(4) 工事場所

阪神高速道路全線

（工事場所は計画中のものであり、指名通知時に添付する入札説明書等に記載する。）

(5) 工事概算数量

各工事の指名通知時に添付する入札説明書等に記載する。

(6) 工期

各工事の指名通知時に添付する入札説明書に記載する。

2 競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

(1) 阪神高速道路株式会社契約規則第6条

阪神高速道路株式会社契約規則（平成23年阪神高速規則第10号）第6条の規定に該当しない者であること。

(2) 一般競争参加資格の認定

申請書等の提出期限日において、阪神高速における「電気通信」に係る平成31・32年度の一般競争参加資格の認定を受けていること。

なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者

については、手続開始の決定後、阪神高速が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。

(3) 会社更生法・民事再生法

会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 企業の形態

単体であること。

(5) 地域要件

地域要件は設定しない。

(6) 施工実績

2004年度以降（過去15年度）に、元請けとして、下記に示す同種工事の施工実績（完成し引渡し済みのものに限る。以下同じ。）を有すること。なお、共同企業体としての施工実績の場合は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

また、阪神高速が発注した工事の場合は、工事成績評定点が65点未満の工事は施工実績として認めない。国、地方公共団体及び公共工事の入札契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項の政令で定める法人（以下「他の機関」という。）が発注した工事の場合は、他の機関が施工実績として認めない点数の工事も施工実績として認めない。

「同種工事」

下記に示す①、②両方の施工実績を有すること。

①高速自動車国道又は自動車専用道路に設置する情報表示装置の製作

②高速自動車国道又は自動車専用道路に設置する情報表示装置の工事（設置、調整、補修、改修のいずれか）

(7) 工事成績評定点

阪神高速が発注した工事のうち、過去2年度（2017年度及び2018年度）に完成し引渡した工事の実績がある場合は、2017年度及び2018年度の工事成績評定点の平均が2年連続で65点未満でないこと。

(8) 配置技術者

別に定める誓約書を提出すること。

また、誓約書に基づき、維持修繕工事集約契約方式の各工事において、下記に示す資格及び工事経験を有する者を各工事の現場着手時から専任で配置できること。

① 資格

下記に示すいずれかの資格を有する者、又はこれと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者であること。

・建設業法の許可業務「電気通信」に係る資格

② 工事経験

指名通知日の当該年度及び過去15年度に、元請けの現場代理人、監理技術者、主任技術者又は担当技術者として、下記に示す同種工事の工事経験を有する者であること。評価対象期間に産前休業、産後休業、育児休業、介護休業又は傷病休業を取得した場合は、休業期間に応じて工事経験として求める期間を1年単位で延長して取り扱う。なお、工事経験の取り扱いは、上記（6）の施工実績の取り扱いに同じ。

「同種工事」

・高速自動車国道又は自動車専用道路に設置する情報表示装置の工事（設置、調整、補修、改修のいずれか）

なお、技術者配置に係る上記①資格及び②工事経験以外の条件等の詳細は、各工事の指名通知時に添付する入札説明書に記載する。

(9) 品質確保体制確認書

維持修繕工事集約契約方式の工事における品質確保のための体制に関する内容を記載した品質確保体制確認書が適切であること。(詳細は説明書参照)

(10) 競争参加停止措置

申請書等の提出期限日から維持修繕工事集約契約方式資格認定日までの期間において、阪神高速道路株式会社競争参加停止等取扱要領に基づく競争参加停止措置(以下「競争参加停止措置」という。)を受けていないこと。

(11) 暴力団等排除措置規則

申請書等の提出期限日から維持修繕工事集約契約方式資格認定日までの期間において、阪神高速道路株式会社暴力団等排除措置規則に基づく入札等除外措置を受けておらず、かつ、同規則別表に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。

(12) 設計業務等の受託者との関連

維持修繕工事集約契約方式の各工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者、また、各工事に係る設計業務等の受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連がある建設業者については、当該工事において競争参加資格がないものとして取り扱い、その旨を通知する。

なお、各工事の設計業務等の受託者については、各工事の指名通知時に添付する入札説明書に記載する。

3 維持修繕工事集約契約方式の落札者の決定に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は、価格をもって入札し、入札価格が契約制限価格の制限の範囲内である者のうち、品質確保のための体制の評価に応じて付与する点数からなる技術評価点、並びに入札価格を点数評価した価格評価点から、総合評価値〔総合評価値＝技術評価点＋価格評価点〕を算出(別紙-2)し、総合評価値の最も高い者を落札者とする。

なお、詳細は、維持修繕工事集約契約方式の各工事の指名通知時に添付する入札説明書に記載する。

4 申請手続等

(1) 担当部署

別表-1のとおり。

(2) 交付資料

説明書等は、次のとおり交付する。

① 交付期間：別表-1のとおり。

② 交付方法：下記サイトより競争参加希望者に無償で交付する。やむを得ない理由により、下記サイトから受領できない場合は、CD-R等により交付するので、事前に上記(1)の担当部署へその旨申し出ること。

・阪神高速道路株式会社ホームページ(工事の入札公告ページ)

<https://www.hanshin-exp.co.jp/company/nyusatsu/koukoku/koji/>

③ 交付様式のダウンロード手順：②のサイトにて、本件の説明書等のダウンロード手続へ進み、説明書等ダウンロード登録フォームに会社名等の連絡先を登録する。登録した連絡先に説明書等ダウンロードサイトのURL情報がメールで届くので、電子メール記載のダウンロード有効期限までに申請書等をダウンロードする。

(3) 申請書等の提出期間、場所及び方法

本件への参加希望者は、次に従い、申請書等を提出すること。

- ① 提出期間：別表-1 のとおり。
- ② 提出場所：上記（1）に同じ。
- ③ 提出方法：持参又は郵送等によって、申請書等を提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

※「郵送等」とは、一般書留、簡易書留又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便をいう。

5 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 配置技術者の確認
維持修繕工事集約契約方式の各工事において、契約締結後、資格要件を満たしていないことが判明した場合や、コリンズ等により監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、競争参加停止措置を行うことがある。また、他の機関の工事を含めた他の工事と重複しているにもかかわらず入札し、専任制違反により配置技術者を専任配置できなかった場合は、競争参加停止措置を行うことがある。
- (3) 維持修繕工事集約契約方式の各工事において、低入札価格調査を受けて、調査基準価格を下回った価格をもって契約を締結する場合は、専任の監理技術者等の配置が義務づけられている作業において、監理技術者等及び現場代理人とは別に、各工事の入札説明書に定める要件と同一の要件を満たす技術者を専任で配置すること。なお、専任の技術者を追加配置できないことが判明した場合は、競争参加停止措置を行うことがある。
- (4) 契約書作成の要否 要（維持修繕工事集約契約方式の各工事は電子契約を推奨する。）
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4（1）に同じ。
- (6) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加
上記2（2）に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も、上記4（3）により、申請書等を提出できるが、維持修繕工事集約契約方式の各工事において、競争に参加するためには、各工事の開札時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (7) 申請書等の内容についてのヒアリングを実施する場合は、その実施日時及び場所等を別途通知する。
- (8) 低入札価格調査を受けた者との契約に関する事項
低入札価格調査を受けた者との契約に関しては次のとおり取り扱うものとする。
 - ① 契約保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。
 - ② 前払金の割合を当該年度の出来高予定額又は修正出来高予定額の10分の2以内とする。
- (9) 品質確保体制確認書の履行に関する事項
品質確保体制確認書に記載した内容は、契約書に添付するものとし、履行すること。（詳細は説明書参照）
- (10) その他、詳細は説明書を参照のこと。

競争参加申請手続に関する期間等

工事名		維持修繕工事集約契約方式(情報板更新工事等)
契約責任者	役職名	大阪管理局長 ＜7月1日以降にあつては、管理本部長＞
	氏名	遠藤 博人 ＜7月1日以降にあつては、芝池 利尚＞
担当部署	郵便番号	〒 552 - 0006
	住所	大阪市港区石田3丁目1番25号
	部署名	大阪管理局 総務・管理部 経理課 ＜7月1日以降にあつては、管理本部 管理企画部 総務・経理課＞
	電話番号	06-6576-3881
	FAX番号	06-6576-1903
説明書の「施工実績」及び「配置技術者」に関する問い合わせ先	部署名	大阪管理局 保全部 システム保全課 ＜7月1日以降にあつては、管理本部 管理企画部 システム保全課＞
	電話番号	06-6576-3881
開札場所		阪神高速道路株式会社 大阪管理局 ＜7月1日以降にあつては、阪神高速道路株式会社 管理本部＞
公募日		2019 年 6 月 27 日 (木)
①	申請書等の提出期間	2019 年 6 月 27 日 (木) から 2019 年 7 月 12 日 (金) までの毎日 午前10時から正午まで、午後1時から午後4時まで (土曜日、日曜日及び祝日等(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。))を除く。)
②	競争参加資格の確認の基準日	2019 年 7 月 12 日 (金) 時点
③	競争参加資格の有無の結果の通知日	2019 年 7 月 31 日 (水) まで
④	競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明要求期限日	2019 年 8 月 9 日 (金) まで
⑤	説明書等の交付期間	2019 年 6 月 27 日 (木) から 2019 年 7 月 12 日 (金) 午後4時まで やむを得ずCD-R等により受領する場合は、上記交付期間の下記時間 午前10時から正午まで、午後1時から午後4時まで(休日を除く)
⑥	説明書等に対する質問の提出期間	2019 年 6 月 27 日 (木) から 2019 年 7 月 4 日 (木) 午後4時まで 持参・電送の場合は、午前10時から正午まで、午後1時から午後4時まで(休日を除く)
⑦	説明書等の質問に対する回答の閲覧期間	競争参加資格の有無の結果の通知日の前日の午後4時まで